

○ 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
Ⅱ 組合の監督上の評価項目 Ⅱ－１ 経営管理体制 Ⅱ－１－１ 経営目的の妥当性 Ⅱ－１－１－１ 意義 (１)・(２) (略) (３) こうしたサイクルを実践していくためには、信用事業をはじめとして組合を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域農業を支える組合の事業を継続及び強化していけるよう、健全で持続性のある経営を確保していくことが前提となる。 <u>この健全で持続性のある経営の確保には、財務面だけでなく、組合の組織、事業及び経営を支える職員等の確保・育成にも留意が必要である。</u> (４) (略) Ⅱ－１－１－２ 主な着眼点 (１) 組合の事業の方針の明確化 ①～④ (略) ⑤ <u>組合の事業の方針及び事業計画等を実現するために必要な職員等の確保・育成に関する取組が行われているか。</u> (２) 事業の実施態勢 ① (略) ② 組合の事業の方針や中長期の収支シミュレーション及びそれらを踏まえた事業計画等の具体的な内容や進捗状況、採算性、職員等の確保・育成に関する取組状況等について、組合員への説明を行う態勢が構築され、適切に説明がなされているか。 ③・④ (略) Ⅱ－１－３ 法令等遵守態勢の整備 Ⅱ－１－３－１ 意義 組合は、その事業を通じて組合員に最大の奉仕をすることを目的としているが、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、その前提であり、また、組合員からの信頼を確立するためにも重要である。 組合においては、法令等の遵守が経営上の重要な課題の一つであることに鑑み、役員のリーダーシップの下、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を策定し、組合の法令等遵守態勢を整備することが必要である。 特に、農産物や生産資材の流通や医療サービスの提供等その事業規模から見て、	Ⅱ 組合の監督上の評価項目 Ⅱ－１ 経営管理体制 Ⅱ－１－１ 経営目的の妥当性 Ⅱ－１－１－１ 意義 (１)・(２) (略) (３) こうしたサイクルを実践していくためには、信用事業をはじめとして組合を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域農業を支える組合の事業を継続及び強化していけるよう、健全で持続性のある経営を確保していくことが前提となる。 (４) (略) Ⅱ－１－１－２ 主な着眼点 (１) 組合の事業の方針の明確化 ①～④ (略) (新設) (２) 事業の実施態勢 ① (略) ② 組合の事業の方針や中長期の収支シミュレーション及びそれらを踏まえた事業計画等の具体的な内容や進捗状況、採算性等について、組合員への説明を行う態勢が構築され、適切に説明がなされているか。 ③・④ (略) Ⅱ－１－３ 法令等遵守態勢の整備 Ⅱ－１－３－１ 意義 組合は、その事業を通じて組合員に最大の奉仕をすることを目的としているが、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、その前提であり、また、組合員からの信頼を確立するためにも重要である。 組合においては、法令等の遵守が経営上の重要な課題の一つであることに鑑み、役員のリーダーシップの下、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を策定し、組合の法令等遵守態勢を整備することが必要である。 特に、農産物や生産資材の流通や医療サービスの提供等その事業規模から見て、

連合会がわが国の経済や国民生活に一定の地位を占めている現状を踏まえれば、本所のみならず支所、都道府県本部から子会社に至るまで、国民の信頼に足る法令等遵守態勢が構築されていることが強く求められる。

また、公益通報者の心理的安全性を含めた実効性のある内部公益通報対応体制を整備・運用することは、法令等遵守の推進や組織の自浄作用の向上、職場環境の整備等に寄与し、組合員等の様々な利害関係者（ステークホルダー）からの信頼の獲得にも資するものであり、組合が適切に事業を運営することにより組合員に対して充実したサービスを提供していく上で重要なことである。

これまでの行政庁として措置した事例や最近の政策的な動向を踏まえ、法令等遵守について、特に留意すべき点は以下のとおりである。

Ⅱ－１－３－２ 主な着眼点

(１)・(２) (略)

(３) 役職員等からの通報等に対する態勢の整備

① 役職員や組合員・取引先などの関係者が法令等違反の不正について通報・相談する仕組みが整備されているか。

② 公益通報者の心理的安全性が確保された通報・相談への対応体制が構築されているか。

③ 内部公益通報事案の事実関係の調査等通報対応に係る業務を外部委託する場合には、外部委託先の中立性・公正性が確保されているか。

(注) 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）においては、事業者（組合も含まれる。）は、公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置等をとらなければならないこととされている。

・ 公益通報を受け、通報対象事実の調査等の業務に従事する者を定めること

・ 部門横断的な公益通報対応業務を行う体制を整備すること（受付窓口の設置等、組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置、業務の実施に関する措置、利益相反の排除に関する措置（特に、公益通報者保護法に基づく指針（令和３年内閣府告示第118号）の解説（令和３年10月消費者庁）において、「いわゆる顧問弁護士を内部公益通報受付窓口とすることについては、顧問弁護士に内部公益通報をすることを躊躇（ちゅうちょ）する者が存在し、そのことが通報対象事実の早期把握を妨げるおそれがあることにも留意する。また、顧問弁護士を内部公益通報受付窓口とする場合には、例えば、その旨を労働者等及び役員並びに退職者向けに明示する等により、内部公益通報受付窓口の利用者が通報先を選択するに当たっての判断に資する情報を提供することが望ましい」、「内部公益通報事案の事実関係の調査等通報対応に係る業務を外部委託する場合には、事案の内容を踏まえて、中立性・公正性に疑義が生じるおそれ又は利益相反が生じるおそれがある法律事務所や民間の専門機関等の起用は避けることが適当である」と規定されていることに留意すること。））

連合会がわが国の経済や国民生活に一定の地位を占めている現状を踏まえれば、本所のみならず支所、都道府県本部から子会社に至るまで、国民の信頼に足る法令等遵守態勢が構築されていることが強く求められる。

これまでの行政庁として措置した事例や最近の政策的な動向を踏まえ、法令等遵守について、特に留意すべき点は以下のとおりである。

Ⅱ－１－３－２ 主な着眼点

(１)・(２) (略)

(３) 役職員等からの通報等に対する態勢の整備

役職員や組合員・取引先などの関係者が法令等違反の不正について通報・相談する仕組みが整備されているか。また、通報・相談への対応体制が構築されているか。

(新設)

(新設)

(注) 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）においては、事業者（組合も含まれる。）は、公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置等をとらなければならないこととされている。

・ 公益通報を受け、通報対象事実の調査等の業務に従事する者を定めること

・ 部門横断的な公益通報対応業務を行う体制を整備すること（受付窓口の設置等、組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置、業務の実施に関する措置、利益相反の排除に関する措置）

- ・ 公益通報者を保護する体制を整備すること（不利益な取扱いの防止に関する措置、範囲外共有等の防止に関する措置）
- ・ 内部公益通報対応体制を実効的に機能させる措置をとること（労働者等に対する教育・周知、是正措置等の通知に関する措置、記録の保管・運用実績の労働者への開示等に関する措置、内部規程の策定及び運用に関する措置）

(4) (略)

Ⅱ－１－３－３ 監督手法・対応

(1) オフサイト・モニタリング（ヒアリング、不祥事件届出書等）により、Ⅱ－１－３－２に掲げる事項がとられ、適切に運用されているか確認するものとする。

(2) (1)の確認により、Ⅱ－１－３－２に掲げる事項の実効性等に疑義が生じた場合は、ヒアリングを行って検証し、改善を促す。

(3) (1)の確認又は(2)の検証により、法令等違反若しくは法令等遵守態勢に問題があると認められ、又はこれらのおそれがあると認められる場合には、事実関係、原因分析、改善・対応策等について、必要に応じて、法第93条第1項に基づく報告を求めることとする。

その結果、

- ① 信用事業又は共済事業を行う組合については、法令、定款又は法令に基づく行政処分などの違反に至らなくとも、法令等遵守態勢の重大な欠陥が認められるなど組合の事業の健全な運営を確保するために必要な場合には、法第94条の2に基づく業務改善命令
- ② 理事が理事会の決議に違反するなど法令、定款又は法令に基づく行政処分などに違反していることが明らかとなった場合には、法第95条第1項に基づく必要措置命令

を発出し、その後、定期的に改善状況を報告させるなど、再発防止に向けた取組が確実に行われるよう措置することとする。

Ⅱ－１－６ 個人情報保護対応

Ⅱ－１－６－３ 監督手法・対応

(1) 行政庁への報告

- ① 個人データの漏えい等に係る報告

組合（厚生連を除く。）は、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）等の規定、保護法等ガイドライン及び関連通知等により、個人データの漏えい等であって個人の権利利益を害するおそれ大きいもの（①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、③不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

- ・ 公益通報者を保護する体制を整備すること（不利益な取扱いの防止に関する措置、範囲外共有等の防止に関する措置）
- ・ 内部公益通報対応体制を実効的に機能させる措置をとること（労働者等に対する教育・周知、是正措置等の通知に関する措置、記録の保管・運用実績の労働者への開示等に関する措置、内部規程の策定及び運用に関する措置）

(4) (略)

Ⅱ－１－３－３ 監督手法・対応

(1) オフサイト・モニタリング、不祥事件届出書等により、Ⅱ－１－３－２に掲げる事項がとられ、適切に運用されているか確認するものとする。

(新設)

(2) (1)の確認により、法令等違反又は法令等遵守態勢に問題があると認められる場合には、事実関係、原因分析、改善・対応策等について必要に応じて法第93条第1項に基づく報告を求めることとする。

その結果、

- ① 信用事業又は共済事業を行う組合については、法令、定款又は法令に基づく行政処分などの違反に至らなくとも、法令等遵守態勢の重大な欠陥が認められるなど組合の事業の健全な運営を確保するために必要な場合には、法第94条の2に基づく業務改善命令
- ② 理事が理事会の決議に違反するなど法令、定款又は法令に基づく行政処分などに違反していることが明らかとなった場合には、法第95条第1項に基づく必要措置命令

を発出し、その後、定期的に改善状況を報告させるなど、再発防止に向けた取組が確実に行われるよう措置することとする。

Ⅱ－１－６ 個人情報保護対応

Ⅱ－１－６－３ 監督手法・対応

(1) 行政庁への報告

- ① 個人データの漏えい等に係る報告

組合（厚生連を除く。）は、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）等の規定、保護法等ガイドライン及び関連通知等により、個人データの漏えい等であって個人の権利利益を害するおそれ大きいもの（①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、③不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

、④個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、速やかに農林水産大臣（都道府県の所管する組合にあっては、都道府県知事）に報告することとされているが、都道府県知事が当該報告を受けた場合は、直ちに地方農政局等宛て報告することとする。また、地方農政局及び沖縄総合事務局においては、これらの報告について、直ちに協同組織課宛て報告するものとする。

なお、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第40条第1項の規定により都道府県知事が個人情報保護法第146条第1項に規定する検査等事務を行った場合においては、個人情報の保護に関する法律施行令第40条第3項に基づく個人情報保護委員会への報告は、地方農政局等及び協同組織課を経由して行うものとする。

厚生連は扱う情報の多くが要配慮個人情報であるため、個人データの漏えい等であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものが生じたときは、速やかに個人情報保護委員会に報告を行うこととし、当該報告を行った場合には、速やかに農林水産大臣（県の所管する厚生連にあっては、県知事）に情報提供するよう要請することとする。県知事が当該情報提供を受けた場合は、毎月分を取りまとめの上、翌月20日までに地方農政局宛て報告するものとする。地方農政局においては、これらの報告について、協同組織課宛てに報告するものとする。

②・③ （略）

(2) （略）

Ⅱ－１－７ 組合員に対する説明態勢等の整備

Ⅱ－１－７－２ 主な着眼点

(1) 組合員に対する必要な情報の提供

①～⑤ （略）

⑥ 組合の財務書類の開示に当たっては、組合の事業・財務に関する利用者の知識及び経験に応じた分かりやすいものとなるよう努めるとともに、組合公式WEBサイト等を活用して開示するなど多様な利害関係者に対する情報提供が円滑に行われることが望ましい。

特に法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合に対しては、法第54条の3第1項又は第2項の説明書類（いわゆるディスクロージャー誌）を作成し、公衆の縦覧に供することが義務付けられているところであり、多様な利害関係者に対する情報提供が円滑に行われる観点から、ディスクロージャー誌を組合公式WEBサイトへ掲載するなど、農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年農林水産省令第56号）第9条の規定によるデジタル技術を活用した縦覧に努めるよう促すものとする。

(2) （略）

Ⅱ－５ 障害者への対応

、④個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、速やかに農林水産大臣（都道府県の所管する組合にあっては、都道府県知事）に報告することとされているが、都道府県知事が当該報告を受けた場合は、直ちに地方農政局等宛て報告することとする。また、地方農政局及び沖縄総合事務局においては、これらの報告について、直ちに協同組織課宛て報告するものとする。

なお、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第38条第1項の規定により、都道府県知事が個人情報保護法第143条第1項に規定する検査等事務を行った場合における個人情報の保護に関する法律施行令第38条第3項に基づく個人情報保護委員会への報告は、地方農政局等及び協同組織課を経由して行うものとする。

厚生連は扱う情報の多くが要配慮個人情報であるため、個人データの漏えい等であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものが生じたときは、速やかに個人情報保護委員会に報告を行うこととし、当該報告を行った場合には、速やかに農林水産大臣（県の所管する厚生連にあっては、県知事）に情報提供するよう要請することとする。県知事が当該情報提供を受けた場合は、毎月分を取りまとめの上、翌月20日までに地方農政局宛て報告するものとする。地方農政局においては、これらの報告について、協同組織課宛てに報告するものとする。

②・③ （略）

(2) （略）

Ⅱ－１－７ 組合員に対する説明態勢等の整備

Ⅱ－１－７－２ 主な着眼点

(1) 組合員に対する必要な情報の提供

①～⑤ （略）

⑥ 組合の財務書類の開示に当たっては、組合の事業・財務に関する利用者の知識及び経験に応じた分かりやすいものとなるよう努めるとともに、組合公式WEBサイト等を活用して開示するなど多様な利害関係者に対する情報提供が円滑に行われることが望ましい。

特に法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合に対しては、法第54条の3第1項又は第2項の説明書類（いわゆるディスクロージャー誌）を作成し、公衆の縦覧に供することが義務付けられているところであり、多様な利害関係者に対する情報提供が円滑に行われる観点から、ディスクロージャー誌を組合公式WEBサイトへも掲載するよう促すものとする。

(2) （略）

Ⅱ－５ 障害者への対応

Ⅱ－５－１ 意義

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務が課せられており、組合はこれを遵守する必要がある。

Ⅱ－１－２－２－２ 別紙参考

員外利用規制に関する主な事業区分とその計算方法

（略）

<留意事項>

（１）・（２）（略）

（３）加工事業（組合員の委託を受け、組合員の生産物を加工した後、それを組合員に返還する事業）は、員外利用割合の限度の特例（組合員利用と同率（100/100）まで可。施行令第2条第2号）が設けられており、「５．販売事業」に含まれないことに留意する。なお、販売事業の一過程として行われる加工は、販売事業に含まれる。

Ⅲ 組合の監督の事務処理上の留意点

Ⅲ－２ 法令等に係る事務処理上の留意事項

Ⅲ－２－２ 情報開示の適切性・十分性

Ⅲ－２－２－１ 財務書類の開示制度

組合の情報開示を充実させることは、組合の経営の透明性を高め、組合員や利用者からのチェックが働くことから事業運営の自己改革を促す上で重要である。情報開示に期待される機能が適切に果たされるためには、組合の事業及び財務の内容がより正確に反映された書類が作成されることがその前提であり、最近の経済・社会環境の変化を踏まえ、適切な開示がされる必要がある。

組合に対しては、法令に基づき、各種財務書類の事業年度ごとの開示が義務付けられているところであるが、各開示書類の概況は次のとおりであり、各々の目的に適合した財務書類が開示される必要がある。

（１）・（２）（略）

（３）説明書類の公衆縦覧

法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合は、法第54条の3の規定に基づき業務及び財産の状況を記載した説明書類（ディスクロージャー誌）を作成し、公衆の縦覧に供することが義務付けられている。

ディスクロージャー誌は、組合の金融機関としての性格を踏まえ、組合経営の透明性を確保するとともに、情報の非対称性による不利益から利用者を保護することを目的としている。また、ディスクロージャー誌については、多様な利害関係者に対する報提供が円滑に行われる観点から、組合公式WEBサイトへ掲載するよう促すなど、農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行

Ⅱ－５－１ 意義

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の努力義務が課せられており、組合はこれを遵守する必要がある。

Ⅱ－１－２－２－２ 別紙参考

員外利用規制に関する主な事業区分とその計算方法

（略）

<留意事項>

（１）・（２）（略）

（新設）

Ⅲ 組合の監督の事務処理上の留意点

Ⅲ－２ 法令等に係る事務処理上の留意事項

Ⅲ－２－２ 情報開示の適切性・十分性

Ⅲ－２－２－１ 財務書類の開示制度

組合の情報開示を充実させることは、組合の経営の透明性を高め、組合員や利用者からのチェックが働くことから事業運営の自己改革を促す上で重要である。情報開示に期待される機能が適切に果たされるためには、組合の事業及び財務の内容がより正確に反映された書類が作成されることがその前提であり、最近の経済・社会環境の変化を踏まえ、適切な開示がされる必要がある。

組合に対しては、法令に基づき、各種財務書類の事業年度ごとの開示が義務付けられているところであるが、各開示書類の概況は次のとおりであり、各々の目的に適合した財務書類が開示される必要がある。

（１）・（２）（略）

（３）説明書類の公衆縦覧

法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合は、法第54条の3の規定に基づき業務及び財産の状況を記載した説明書類（ディスクロージャー誌）を作成し、公衆の縦覧に供することが義務付けられている。

ディスクロージャー誌は、組合の金融機関としての性格を踏まえ、組合経営の透明性を確保するとともに、情報の非対称性による不利益から利用者を保護することを目的としている。また、ディスクロージャー誌については、多様な利害関係者に対する報提供が円滑に行われる観点から、組合公式WEBサイトへも掲載するよう促すものとする。

う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第9条の
規定によるデジタル技術を活用した縦覧に努めるよう促すものとする。

義務的記載項目については、施行規則本文及び別紙様式に定めがあるほか、
開示に当たっての留意事項について系統金融機関向け監督指針及び共済事業向
け監督指針に定められており、これらの規定に従い適切な開示が図られる必要
がある。

義務的記載項目については、施行規則本文及び別紙様式に定めがあるほか、
開示に当たっての留意事項について系統金融機関向け監督指針及び共済事業向
け監督指針に定められており、これらの規定に従い適切な開示が図られる必要
がある。

附 則（令和6年〇月〇日5経営第〇〇号経営局長通知）

（施行日）

本通知は、令和6年4月1日から施行する。ただし、Ⅱ－1－6－3、Ⅱ－1－7－2及びⅢ－2－2－1の規定は公布の日から施行する。